

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称:

製品名称:チオ尿素 (国産1級)

製品番号(SDS NO): D006201-1

供給者情報詳細

供給者:国産化学株式会社

住所:東京都中央区日本橋本町3丁目1番3号

担当部署:品質保証部

電話番号:045-328-1715

FAX:045-328-1716

e-mail address:cs@kokusan-chem.co.jp

緊急連絡先:国産化学株式会社 横浜事業所 神奈川県横浜市西区北幸2-8-29

2. 危険有害性の要約

製品のGHS分類、ラベル要素

GHS分類

健康に対する有害性

急性毒性(経口):区分 4

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分 2B

皮膚感作性:区分 1

発がん性:区分 2

生殖毒性:区分 2

特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分 3(気道刺激性)

特定標的臓器毒性(反復ばく露):区分 1(甲状腺)

環境有害性

水生環境有害性(急性):区分 2

水生環境有害性(長期間):区分 2

(注)記載なきGHS分類区分:該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

GHSラベル要素



注意喚起語:危険

危険有害性情報

飲み込むと有害

眼刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

発がんのおそれの疑い

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

呼吸器への刺激のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

水生生物に毒性

長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

使用前に取扱い説明書入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

- 環境への放出を避けること。
- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
- 保護手袋を着用すること。
- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- 指定された個人用保護具を使用すること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

応急措置

- 漏出物を回収すること。
- 気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診断/手当てを受けること。
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合: 多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。
- 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当てを受けること。
- 口をすすぐこと。
- 飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。

貯蔵

- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- 施錠して保管すること。

廃棄

- 内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

- 単一製品・混合物の区別:
 - 化学物質
 - 化学的特定名: チオ尿素
 - 慣用名、別名: チオウレア、チオカルバミド

| 成分名 | 含有量(%) | CAS No. | 化審法番号 | 化学式 |
|------|-------------|---------|--------|--------|
| チオ尿素 | 95.0 \leq | 62-56-6 | 2-1733 | CH4N2S |

危険有害成分

- 安衛法「表示すべき有害物」該当成分
 - チオ尿素
- 安衛法「通知すべき有害物」該当成分
 - チオ尿素
- 化管法「指定化学物質」該当成分
 - チオ尿素

4. 応急措置

応急措置の記述

吸入した場合

- 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。

皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診断/手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

急性症状及び遅延性症状の最も重要な徴候症状

吸入:咳。

眼:発赤。

5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤

火災の場合は霧状水、泡、粉末、炭酸ガスを使用すること。

特有の危険有害性

火災によって刺激性、有毒及び/又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

消火を行う者への勧告

特有の消火方法

関係者以外は安全な場所に退去させる。

霧状水により容器を冷却する。

消火を行う者の保護

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

関係者以外は近づけない。

適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項

上水源、河川、湖沼、海洋、地下水に漏洩しないようにする。

下水、排水中に流してはならない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

掃き集めて、容器に回収する。

湿らせてもよい場合は、粉塵を避けるため湿らせてから掃き入れる。

残留分を注意深く集め、安全な場所へ移す。

二次災害の防止策

漏出物を回収すること。

着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。

全ての発火源を取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

(取扱者のばく露防止)

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

(火災・爆発の防止)

熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用すること。

注意事項

皮膚に触れないようにする。

眼に入らないようにする。

粉じんの堆積を防止する。

安全取扱注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用すること。

指定された個人用保護具を使用すること。

取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。

取扱中は飲食、喫煙してはならない。

配合禁忌等、安全な保管条件

適切な保管条件

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

涼しいところに置き、日光から遮断すること。

施錠して保管すること。

避けるべき保管条件

飲食物、動物用飼料から離して保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

管理濃度データなし

ばく露防止

設備対策

排気/換気設備を設ける。

洗眼設備を設ける。

手洗い/洗顔設備を設ける。

保護具

呼吸用保護具

換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼の保護具

側面シールド付安全メガネまたは化学用品用ゴーグルを着用する。

衛生対策

眼、皮膚、衣類につけないこと。

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

取扱い後はよく手を洗う。

9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理的状态

形状：結晶または粉末

色：白色

臭い：知見なし

pH：知見なし

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

初留点/沸点：知見なし

融点/凝固点：182°C

燃焼性(固体、ガス) : 可燃性

引火点 : 知見なし

蒸気圧 : 知見なし

比重/密度: 1.405g/cm³

溶解度

水に対する溶解度 : 溶ける

溶媒に対する溶解度 : メタノールに溶けやすく、エタノールにやや溶けやすい。

n-オクタノール/水分配係数 : log Pow-2.38 through -0.95

10. 安定性及び反応性

化学的安定性

通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

危険有害反応可能性

加熱すると分解し、有毒なフューム(窒素酸化物、硫黄酸化物)を生じる。

アクロレイン、強酸、強力な酸化剤と激しく反応する。

混触危険物質

酸、酸化性物質、アクロレイン、食品や飼料

危険有害な分解生成物

硫黄酸化物、窒素酸化物

11. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

急性毒性

急性毒性(経口)

[日本公表根拠データ]

ラットを用いた経口投与試験のLD50 1750 mg/kg(BUA 179(1998))に基づき、区分4とした。

局所効果

皮膚腐食性・刺激性

[日本公表根拠データ]

CERI・NITE 有害性評価書 No.49(2003)の記述に、刺激性がみられたとの結果とみられなかったとの結果があり、分類できないとした。

眼に対する重篤な損傷・刺激性

[日本公表根拠データ]

ウサギの眼一次刺激性試験(CERI・NITE有害性評価書 No.49(2003))で、軽度の刺激性がみられたとの記述より区分2Bとした。

感作性

皮膚感作性

[日本公表根拠データ]

CICAD No.49(2003)のヒトに対して皮膚感作性があるとの記述より、区分1とした。

生殖細胞変異原性

[日本公表根拠データ]

CERI・NITE有害性評価書 No.49(2003)の記述から、経世代変異原性試験(優性致死試験)なし、生殖細胞in vivo変異原性試験なし、体細胞in vivo変異原性試験(小核試験)で陰性であることから、区分外とした。

生殖細胞変異原性データなし

発がん性

[日本公表根拠データ]

産衛学会勧告(2004)で2B、NTP(2005)でRに分類されていることから区分2とした。

IARC-Gr.3 : ヒトに対する発がん性については分類できない

日本産衛学会-2B : 人におそらく発がん性があると判断できる証拠が比較的十分でない物質

EU-発がん性カテゴリ2; ヒトに対する発がん性が疑われる物質

生殖毒性

[日本公表根拠データ]

CERI・NITE有害性評価書 No.49(2003)の記述から、ラット及びマウスを用いた催奇形性試験において、胎児に甲状腺の過形成、中枢及び末梢神経系への影響、骨格への影響及び眼への影響がみられているが、母体毒性に関する情報がないため区分2とした。

催奇形性データなし

短期ばく露による即時影響、長期ばく露による遅延/慢性影響

特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

[区分3(気道刺激性)]

[日本公表根拠データ]

実験動物については、「呼吸器への刺激」(CERI・NITE有害性評価書 No.49(2003))等の記述があることから、気道刺激性をもつと考えられた。以上より、分類は区分3(気道刺激性)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

[区分1]

[日本公表根拠データ]

ヒトについては、「甲状腺機能低下症である顔面浮腫、低血圧、徐脈、基礎代謝量の低下を伴う心電図の変化、便秘、腹部膨満、多尿及びリンパ球・単球の増多を伴う顆粒球減少症」(CERI・NITE有害性評価書No.49(2003))等の記述から、甲状腺が標的器官と考えられた。以上より、分類は区分1(甲状腺)とした。

吸引性呼吸器有害性データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生毒性

水生生物に毒性

長期継続的影響により水生生物に毒性

水生毒性(急性)成分データ

[日本公表根拠データ]

甲殻類(オオミジンコ)の48時間LC50=9mg/L(CERI・NITE有害性評価書、2005)他から、区分2とした。

水生毒性(長期間)成分データ

[日本公表根拠データ]

急性毒性が区分2、生物蓄積性が低いものの(BCF<2(既存化学物質安全性点検データ))、急速分解性がない(BODによる分解度:2.6%(既存化学物質安全性点検データ))ことから、区分2とした。

水溶解度

溶ける(ICSC, 2001)

残留性・分解性

BODによる分解度:2.6%(既存化学物質安全性点検データ)

生体蓄積性

log Pow=-2.38 through -0.95(ICSC, 2001); BCF < 2(Check & Review, Japan)

土壌中の移動性データなし

オゾン層破壊物質データなし

13. 廃棄上の注意

廃棄物の処理方法

環境への放出を避けること。

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行なって危険有害性のレベルを低い状態にする。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

容器は清浄して関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合

は、内容物を完全に除去する事。

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

番号：2811

品名(国連輸送名)：

その他の毒物、固体、有機物、N.O.S.

国連分類(輸送における危険有害性クラス)：6.1

容器等級：III

指針番号：154

特別規定番号：223; 274; A3; A5

特別の安全対策

食品、飼料と一緒に輸送してはならない。

15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令
毒物及び劇物取締法に該当しない。

労働安全衛生法

有機溶剤等に該当しない製品

名称表示危険/有害物(令18条)

チオ尿素

有害物ばく露作業報告対象物質(平成27年対象・28年報告)

チオ尿素

名称通知危険/有害物(第57条の2、令第18条の2別表9)

チオ尿素

化学物質管理促進(PRTR)法

第1種指定化学物質

チオ尿素98%

消防法に該当しない。

化審法

優先評価化学物質

チオ尿素

大気汚染防止法

有害大気汚染物質(中環審第9次答申)

チオ尿素

船舶安全法

毒物類 毒物 分類6 区分6.1

航空法

毒物類 毒物 分類6 区分6.1

適用法規情報

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当。

16. その他の情報

参考文献

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, (5th ed., 2013), UN
Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 18th edit., 2013 UN
Classification, labelling and packaging of substances and mixtures (table3-1 ECNO6182012)
2012 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK(US DOT)
2015 TLVs and BEIs. (ACGIH)
<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>
JIS Z 7253 (2012年)

JIS Z 7252 (2014年)

2015 許容濃度等の勧告 (日本産業衛生学会)

Supplier's data/information

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載されたデータは最新の知識及び経験に基づいたものです。安全性データシートの目的は当該製品を安全に取り扱って頂くための情報を提供するものです。ここに記載されたデータは製品の性能について何ら保証するものではありません。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データです。